

【2019年1月9日、1月25日 先取り履修可能予定科目一覧表更新】

2019年度

大学院科目等履修生募集要項

(先取り履修用)

東京外国語大学

【概要】

大学院博士前期課程は、授業科目について 30 単位を修得し、修士論文または修士研究を完成させることで修士号の学位が与えられます。本学では、大学院への進学を予定する、特別に認められた学生については、所定の手続きを経て、本学大学院博士前期課程の授業科目について、先取り履修を認めている科目から 10 単位を上限に第 4 年次に履修することを認めます。(最大申請科目数は 7 科目まで。)

履修科目によっては、受け入れ可能人数や条件が明示されているものがあり、それらも含めて選考が行われます。大学院の科目履修には高いレベルが要求されますから、すべての申請が許可されるとは限りません。先取り履修科目は学部の卒業単位に含めることは出来ませんが、所定の入試に合格し本学大学院への入学後、履修科目としての単位認定が可能です。ただし、進学後の専攻によっては履修した科目が認定されないこともあります。

この制度により、学部卒業前に大学院科目を履修することで、問題意識を高め、研究テーマを絞り込み、大学院で修士論文に向けた研究により多くの時間をあてる事が出来ます。

また、大学院には在学期間短縮制度があり、申請し許可されれば、1 年間で残りの単位を修得し、修士論文または修了研究を提出し修士号を取得することが可能です。入学後の 1 年間で必要単位の残りを修得し、同時に修士論文または修士研究を作成には事前の十分な計画が必要です。指導教員とよく相談してください。

1. 出願資格

本学の学部の学生で、第 4 年次に進級したときに、次の各号の全ての要件を満たす者。

なお、出願は 1 回 * のみとする。

※ 4 月入学で出願した場合、10 月入学で出願することはできません。また、年度をまたいで再度出願することもできません。

- ① 言語文化学部または国際社会学部第 4 年次に在学する者 (2019 年 4 月 1 日現在)
- ② 本学大学院総合国際学研究科に進学を志望する者
- ③ 各コースの専攻分野について、大学院授業科目を履修するにふさわしい能力を有する者
- ④ 2018 年度夏学期までに修得した科目の GPA が 2.5 以上の者
- ⑤ 大学院科目担当教員の承認を得たうえで、指導教員が推薦する者
- ⑥ 履修科目毎に指定されている条件がある場合、その条件を満たしている者

2. 履修期間

大学院科目等履修生の履修期間は 1 年以内とし、延長は認めない。

3. 出願手続き

出願期間：2019 年 2 月 18 日 (月) ~ 2 月 22 日 (金)

9 時 ~ 12 時 40 分、13 時 40 分 ~ 16 時 30 分

出願書類：① 2019 年度大学院科目等履修生 (大学院科目先取り履修) 願書

http://www.tufs.ac.jp/common/is/kyoumu/pg/form/sakidori_form_201904.pdf

② 2018 年度夏学期までの成績証明書

出願方法：志願者は、出願書類を一括して教務課大学院係に直接持参すること。

出願書類に不備がある場合は、願書を受理しない。

4. 履修できる授業科目 (別表「先取り履修可能予定科目一覧表」参照) ※本要項の最後に掲載してあります

世界言語社会専攻、国際日本専攻に開講されている修士論文修士研究ゼミ、総合国際学研究基礎、異分野交流ゼミ、PCS コース科目を除く先取り履修を認めている科目から、進学を希望する各コー

スの大学院授業科目を7科目（10単位）まで履修することができる。

大学院授業科目の履修に関しては、指導教員と相談の上、学部の授業科目・授業時間割を考慮し、授業科目を選択すること。

5. 募集人数

大学院科目の運営上支障をきたさない程度の数。

6. 審査及び審査結果

原則として書面により、科目ごとの定員、履修条件に従い選考を行う。

審査結果は、掲示にて知らせる。

7. 授業料等

検定料、入学料、授業料は徴収しない。

8. 修得単位の取扱い

(1) 大学院科目等履修生として修得した単位は、本学大学院に入学した場合に限り、大学院学則第29条の2に基づき、10単位を上限に、大学院課程の修了に必要な単位として認定することができる。

(2) 大学院科目等履修生として修得し大学院入学後に認定された単位は、教員免許状取得のための単位に充てることはできない。

(3) 修得した単位を、同時に学部の修得単位とすることはできない。

注意事項：

- ・ 選考に合格しても科目によっては正規の大学院生の登録がないため授業が成立しない場合もあります。先取り履修は、授業が大学院科目として成立している場合にのみ可能です。
- ・ 4年次に履修しなければならない科目と時間割が重なった場合、許可された科目の履修が出来ない場合があります。
- ・ 出願にあたっては、大学院科目の担当教員の承認印が必要です。
- ・ 履修人数や条件などの関係で先取り履修が認められないことがあります。